

川崎市水洗化紛争の仲介等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の処理区域内における水洗化を行おうとする者（以下「改造者」という。）と当該水洗化に関し利害を有する土地又は建築物の所有者その他の利害関係者（以下「関係者」という。）との間の水洗化に係る紛争を解決するために、上下水道局が当該紛争に係る相談及び仲介並びにあつせん（以下「仲介等」という。）を行う場合に必要な事項を定め、改造者と関係者（以下「当事者」という。）による紛争の解決を図り、もって水洗化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

第2条第8号に規定する処理区域をいう。

(2) 水洗化 くみ取便所の水洗便所への改造、既設のし尿浄化槽の廃止又は排水設備（私道共同排水設備を含む。）の設置をいう。

(仲介等の対象)

第3条 この要綱に基づく紛争の仲介等は、本市の処理区域内において水洗化を行うについて、次の各号に掲げる状態がある場合に行うものとする。

(1) 法第11条第1項の規定に基づき他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することについて、当事者間に紛争がある場合

(2) 水洗化に係る土地又は建築物の所有者と占有者との間に紛争がある場合

(3) 私道共同排水設備の設置について、改造者間の意見の調整がつかない場合又は当該私道の使用につき所有者等の承諾が得られない場合

(4) 水洗化に係る土地又は建築物の所有権等に関し紛争がある場合

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する紛争について訴訟等係争中のものは、同項の仲介等の対象としないものとする。

(仲介等の方法)

第4条 この要綱に基づく紛争の仲介等は、川崎市水洗化紛争相談員（以下「相談員」という。）による相談及び仲介並びに川崎市水洗化紛争あっせん委員（以下「あっせん委員」という。）によるあっせんの方法をもって行うものとする。

(相談及び仲介の申請等)

第5条 第3条の規定により仲介等の対象となる紛争がある場合において、当事者は、水洗化紛争相談及び仲介申請書（第1号様式）により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に相談及び仲介の申請をすることができる。

2 管理者は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る紛争についての相談及び仲介を相談員に行わせるものとする。

(相談及び仲介の実施)

第6条 相談員は、おおむね次の各号に定めるところにより、相談及び仲介を行うものとする。

(1) 前条の申請を行った者の相談に応じ、紛争の当事者からの紛争内容等の事情聴取

(2) 前号の事情聴取の結果に基づく、当事者による話合いの仲介

(3) その他紛争の和解のために必要な助言

2 相談員は、前項の相談及び仲介の結果、当事者による和解が困難と認められる場合は、あっせん委員によるあっせんを受けるよう当事者を指導するものとする。

(あっせんの申請等)

第7条 第3条の規定により仲介等の対象となる紛争がある場合において、前条第1項の規定により相談員の行う相談及び仲介により当事者による和解が困難と認められるときその他特に当事者が希望するときは、当事者は、水洗化紛争あっせん申請書(第2号様式)により管理者にあっせんの申請をすることができる。

2 管理者は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る紛争についてのあっせんをあっせん委員に行わせるものとする。

(あっせん日等の決定)

第8条 あっせんを行う日時、場所等は、前条第1項の申請を行った者(以下「申請者」という。)及び関係当事者の予定を考慮してあっせん委員が決定するものとする。

(あっせんの実施)

第9条 あっせんは、あっせん委員3人以上で行うものとする。

2 あっせん委員は、次の各号に定めるところにより、あっせんを行うものとする。

(1) 紛争の当事者からの紛争内容等の事情聴取及び相談員その他参考人の意見の聴取

(2) 紛争の当事者の要求、主張等の調整

(3) 紛争の当事者に対する和解案の提示

(4) その他紛争の和解のために必要な助言

3 前項のあっせんのための会議(以下「あっせん会議」という。)の運営方法は、この要綱に定めるもののほか、あっせん委員が協議して決定するものとする。

(和解の成立)

第10条 あっせん会議において当事者間の和解が成立した場合は、あっせん委員の立会いのうえ、当事者において和解書を作成するものとする。

2 申請者は、当事者において和解書を作成したときは、当該和解書の写しをあっせん委員を経由して管理者に提出しなければならない。

(和解の不成立)

第11条 あっせん会議において当事者間の和解の見込みがないと認める場合、あっせん委員は、当該あっせンを終了させることができる。

2 あっせん委員は、前項の場合において必要と認めるときは、当該紛争の解決のために必要な助言を行うことができる。

(あっせんの記録及び報告)

第12条 あっせん委員は、あっせんを行った場合は、その経過及び内容を記録するとともに、管理者に報告しなければならない。

(あっせん委員の組織)

第13条 あっせん委員の定数は、5人以内とする。

2 あっせん委員は、弁護士、民事調停委員、不動産鑑定士等あっせんに必要な知識及び経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

(あっせん委員の職務)

第14条 あっせん委員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 第9条第2項に規定するあっせんに関すること。

(2) 第11条第2項に規定する助言に関すること。

(3) 第6条に規定する相談及び仲介の実施方法等について意見を述べること。

(あっせん委員の任期)

第15条 あっせん委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(あっせん委員の禁止事項等)

第16条 あっせん委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、また同様とする。

2 あっせん委員は、自己に利害関係がある紛争については、その紛争の仲介等に関与できない。

(庶務)

第17条 この要綱に基づく紛争の仲介等に係る庶務は、下水道管理課において処理する。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。